

第 1 1 章 その他の生活環境

第 1 節 畜産経営の環境保全対策

1 畜産経営及び環境問題の現況

本県の畜産は、高齢化や担い手不足の影響等により飼養農家戸数が減少する中、「宮崎県畜産新生推進プラン」等に基づき、生産基盤の維持・拡大を図るため、中心的担い手農家の規模拡大を支援するとともに、連携・分業化による高収益畜産経営を推進しています。

一方で、家畜排せつ物処理については「家畜排せつ物の利用の促進を図るための県計画」に基づき、堆肥化技術の指導、家畜排せつ物処理施設機械等の整備や県産堆肥の農業外販売や県外販売を促進し、堆肥の効率的な処理・利用や、環境に配慮した畜産経営を推進しています。

毎年実施している畜産経営環境保全実態調査における畜産経営に起因する環境問題の発生件数は、次表のとおりです。

畜産環境問題の畜種別、種類別発生状況（平成29年）

（単位：件）

項目 区分	水質 汚濁	悪臭	害虫 発生	水 質 汚濁と 悪 臭	水質汚 濁と害 虫発生	悪臭と 害 虫 発 生	水質汚濁 と悪臭と 害虫発生	その他	計	シェア (%)
豚	6	16	1	5	0	0	0	2	30	24.4
採 卵 鶏	1	3	6	0	1	0	0	2	13	10.6
ブロイラー	5	6	0	1	0	0	0	2	14	11.4
乳 用 牛	1	11	0	1	0	0	0	1	14	11.4
肉 用 牛	6	18	4	5	0	1	0	16	50	40.7
そ の 他	0	1	0	0	0	0	0	1	2	1.6
計	19	55	11	12	1	1	0	24	123	100
シェア (%)	15.4	44.7	8.9	9.8	0.8	0.8	0	19.5	100	

※ 調査は前年7月から当年6月までの1年間の件数。

平成29年における畜産経営に起因する環境問題の発生件数は123件で、畜種別にみると肉用牛が50件で最も多く全体の40.7%を占め、次いで豚30件（24.4%）、ブロイラー14件（11.4%）、乳用牛14件（11.4%）、採卵鶏13件（10.6%）、その他2件（1.6%）の順となっています。

また、発生種類別に見ると悪臭関連の発生が多く、全体の約4割を占めています。

2 環境保全対策

平成16年11月1日に本格施行された「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、畜産農家等における家畜排せつ物の適正処理を推進するとともに、耕畜連携強化による堆肥等の有効利用や家畜排せつ物処理施設の整備等により、環境と調和した資源循環型農業の確立を図っています。

第2節 採石及び砂利採取に伴う災害防止対策

岩石・砂利の採取は採石法及び砂利採取法に基づき採取場ごとに認可を受けて行われ、また砂利洗浄プラントも認可が必要となっています。

岩石及び砂利採取場（砂利洗浄プラントを含む。）における崩壊、汚濁水の流出等の災害を未然に防止するため、認可立入・保安立入等により指導監督を行うとともに、災害防止対策が必要と考えられる採取場等については改善指示等を行っています。

採取実施箇所及び砂利洗浄プラントの稼働箇所数 (単位：箇所)

区 分		平24年度	平25年度	平26年度	平27年度	平28年度	平29年度
採 石 法		21	21	21	21	19	18
砂利採取法	山・陸砂利	25	19	11	5	2	2
	河川・海砂利	7	8	7	8	6	7
	砂利洗浄プラント	10	9	8	8	8	8
	小 計	42	36	26	21	16	17
合 計		63	57	47	42	35	35

第3節 休廃止鉱山における鉱害防止対策

鉱山（休廃止を含みます。）の保安管理については、鉱山保安法に基づき国が直接指導監督を行っていますが、本県では九州産業保安監督部とともに、必要に応じ休廃止鉱山の実態調査を実施しており、鉱害の未然防止に努めています。

これらの調査結果から、鉱害の発生が予想される休廃止鉱山のうち、鉱業権者等の管理義務者が存在しない鉱山については、国及び県は補助金を交付し、当該市町村が実施主体となって鉱害防止工事を実施しています。

第4節 海洋・漁場汚染防止対策

1 海洋汚染防止対策

港湾及び漁港においては、海洋汚染防止の観点から廃棄物処理施設、廃油処理施設の有効な活用を推進していくとともに、流出油対策として汚染防除用オイルフェンス、中和剤、吸着剤等を備蓄しており、そのほかに海岸漂着ごみの清掃回収を行っています。

2 漁場汚染防止対策

漁業公害を未然に防止すると同時に、被害を軽減するため、漁場環境の監視、情報収集活動を行い、被害発生時の初動体制の整備を図っています。

海面では、水産試験場職員及び水産業普及指導員が、海面漁協20組合の協力を得ながら以下の業務を実施しています。また、内水面では水産試験場職員等が、保健所等が行う魚介類の死亡等の原因究明調査への協力を行っています。

(ア) 公害等による漁業被害の状況等に関する情報収集

(イ) 公害等による漁業被害発生時における試料の採取方法、被害の防除方法、その他緊急に措置すべき事項等の指導

(ウ) 沿岸、内水面漁場の汚染、赤潮発生状況、漁業被害発生の発見、報告